

令和 8 年度静岡県総合計画～しずおか ウェルビーイングプラン～の評価に係る
パブリックコメントへの対応

1 意見募集期間

令和 8 年 7 月 22 日 (水) から令和 8 年 8 月 21 日 (金) まで

2 意見提出状況

3 者から 16 件の御意見をいただいた。

No	政策の柱	意 見	対応
1	—	<p>以前はD評価の項目がなかったが、現在はC評価が基準値の 70%以下で、D評価は基準値未達成を示す。しかし、県民から見るとD評価はC以下に見えてしまう。</p> <p>基準値が 100%の場合、1～2箇所の未達成でD評価となり、県民の誤解を招く。D評価の表記変更を検討してほしい。</p>	<p>これまでは、評価基準に「A～C」のほか、「目標値以上」「基準値以下」という表現による区分を設定しており、県民の皆様にとって計画の進捗状況が直感的にわかりづらいという課題がありました。このため、今年度からは、評価基準を「A～D」の4段階に統一し、わかりやすさの向上を図っています。</p> <p>御意見のとおり、設定している基準値によってD評価が指す具体的な状況は異なりますが、「目標達成に向けての進捗が後退している状態」という観点から、D評価を最も低い区分として整理しています。</p> <p>C及びD評価となった指標については、評価書の「C評価以下の指標に対するコメント」欄において、その要因や具体的な状況を詳しく説明することで、県民の皆様にも正しく状況をお伝えできるよう引き続き努めてまいります。</p>
2	—	<p>今回の総合計画は、以前の数値目標型の政策評価ではなく、ウェルビーイング視点型の評価と聞いていたため、ウェルビーイングの測定が一部採用されると思っていた。県民へアンケート調査などを実施し、ウェルビーイングが見える化する内容を期待していたが、今回の評価案にはその観点が少ないように感じた。</p> <p>県民に県政への満足度調査を行い、その結果が数値として向上していくことが、ウェルビーイング視点の評価なのではと考えている。この考え方からすると、評価案は不足していると思う。</p>	<p>今回の計画では、「ウェルビーイング」の視点を取り入れ、県民の皆様一人ひとりの「幸福実感」という主観的な要素を政策立案に反映することとしています。そのため「幸福度に関する県民意識調査」を毎年実施し、県民の幸福実感や分野別の満足度を把握しています。</p> <p>一方で、県民の幸福度は非常に主観的なものであり、行政活動だけではなく様々な要因が関係していることから、短期間の行政活動の成果を評価する指標として活用することは難しいと考えています。このため、目指す姿の実現に向けた具体的な施策や進捗状況は、測定・評価可能な 101 の成果指標で評価する形をとっています。</p> <p>また、県民幸福度と成果指標の相関分析については、まだ実証段階にあるため、いただいた御意見も踏まえ、今後も県フェローなどの専門家に御助言をいただきながら、効果的な評価方法について検討・検証を進めてまいります。</p>

No	政策の柱	意 見	対応
3	I－2 環境 ・ エネルギー	<p>以前の総合計画では 600～650 程度の数値目標が設定されていたが、新しい総合計画の指標は 101 であり、少なすぎると思う。</p> <p>また、環境分野で「1 人 1 日当たりのごみ排出量」の評価指標が設定されていないのはなぜか。指標のばらつきが目立つ。</p>	<p>これまでの総合計画では、目標の達成度を測る「成果指標」と、達成に向けた取組状況を測る「活動指標」の 2 種類の指標を設定しておりましたが、「活動指標」は分野別計画にも同一のものが設定されており、評価の重複が課題となっていました。このため、今回の総合計画では「成果指標」のみを設定することとし、スリム化を図っています。</p> <p>総合計画における指標数は減少しておりますが、分野別計画と総合計画を合わせて P D C A サイクルを回していくことで、より効果的な施策の展開につなげてまいります。</p> <p>また、資源や製品を循環的に利用し、付加価値を創出する取組が重要であることから、今回の計画では、これまで成果指標としていた「1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量」を見直し、排出後の再資源化を進め、廃棄物の埋立量である最終処分量を減らす「一般廃棄物の最終処分量」を国の第 5 次循環型社会形成推進基本計画に合わせて指標に設定しました。</p> <p>なお、現在策定中の分野別計画である「廃棄物処理計画」（第 5 次循環型社会形成計画）において、「一般廃棄物の 1 人 1 人当たりの排出量」を評価指標として定める予定です。</p>
4	I－2 環境 ・ エネルギー	<p>令和 7 年の現状値に空欄が多く、「温室効果ガス排出量」が空欄なのは評価として不完全。全体的に現状値が未公表の率が高い。</p> <p>令和 7 年度の現状値が判明するまで時間がかかる場合、現状値は最新データや参考値を記載するのが評価案としては正しいと思う。現状値は令和 7 年のデータにこだわる必要はない。空欄を見て、県民としてどうパブリックコメントをすれば良いのか。できるだけ空欄を減らす対策を求める。</p>	<p>御意見を踏まえ、他県事例等も併せて検討した結果、評価時点において基準値より新しい実績値が公表されている場合には、その値を用いて評価を行うこととしました。「県内の温室効果ガス排出量削減率」についても、令和 5 年度の実績値に基づき評価を行っています。</p> <p>これにより、令和 10 年度の目標値に向けた進捗状況をより正確に把握し、目標の見直しや取組の改善等につなげていきます。</p>

No	政策の柱	意 見	対応
5	Ⅱ-1 こども ・ 教育	「外国人留学生数」について、A評価で終わるのではなく、令和10年の目標値の積極的な上方修正が必要。	<p>外国人留学生数の目標値については、国が掲げる外国人留学生の受入目標を踏まえ、全国の留学生数の伸び率を参考に設定したものです。</p> <p>令和7年度の本県の外国人留学生数は令和10年度の目標値を上回りましたが、全国的にも留学生数が大きく増加している状況にあることから、目標値の見直しに当たっては今後の動向を見極める必要があると考えております。</p> <p>このため、現時点では目標値は変更せず、国の留学生政策の動向や今年度の本県の留学生数を踏まえ、検討してまいります。</p>
6	Ⅱ-1 こども ・ 教育	「しずおかマリッジの成婚数」について、基準値が40件に対し、毎年30件の目標は低すぎる。31件でA評価、29件でD評価となり、2件の差でAとDになるのも評価としていかなものか。目標値の上方修正を求める。	<p>「しずおかマリッジにおける成婚件数」の目標値は、令和7年3月の「しずおかこども幸せプラン」策定時に、それまでで最も多かった令和5年度実績（30件）をもとに設定しました。</p> <p>これまで、令和4年度15件、5年度30件、6年度41件、7年度31件と推移していることから、目標は妥当な水準と考えております。</p> <p>今後は、イベント開催等を通じて現在の会員数（約1,200人）をさらに増やし、出会いの機会の拡充と成婚数の底上げを図ってまいります。</p>
7	Ⅰ-2 環境 ・ エネルギー	<p>「産業廃棄物の最終処分量」の現状値は、令和7年分が令和9年11月に公表されるため、毎年現状値が空欄のままパブリックコメントや報告書等に掲載される。永遠に評価ができない成果指標は意味がなく、指標の確定時に評価方法も議論すべきであった。</p> <p>令和6年の数値や参考値を現状値に入れるなど、評価方法の議論をすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、他県事例等も併せて検討した結果、評価時点において基準値より新しい実績値が公表されている場合には、令和10年度の目標値に向けた進捗状況をより正確に把握し、目標の見直しや取組の改善等につなげていくため、その値を用いて評価を行うこととしました。</p> <p>なお、「産業廃棄物の最終処分量」の令和6年度実績値は現在調査中のため、調査結果が判明した後、評価を行います。</p>

No	政策の柱	意 見	対応
8	I－2 環境 ・ エネルギー	<p>「使用済み紙おむつの再資源化実証事業に取り組む市町を支援」と記載があるが、この取組状況の欄は誰に対しての記述なのか。</p> <p>2市町を支援しているのであれば、該当の2市町を具体的に示し、県民が理解しやすいようにわかりやすく記述を工夫すべきである。</p>	御意見を踏まえ、「2市：掛川市・袋井市」と追記しました。
9	I－2 環境 ・ エネルギー	<p>「温室効果ガス排出量削減率」の現状値は令和7年分のデータ判明に時間がかかり、PDCAサイクルと言いながら毎年の評価ができないのはおかしい。</p> <p>データ判明に遅れが生じる評価指標の取り扱いについて、早急に対応してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、他県事例等も併せて検討した結果、評価時点において基準値より新しい実績値が公表されている場合には、その値を用いて評価を行うこととしました。「県内の温室効果ガス排出量削減率」についても、令和5年度の実績値に基づき評価を行っています。</p> <p>これにより、令和10年度の目標値に向けた進捗状況をより正確に把握し、目標の見直しや取組の改善等につなげていきます。</p>
10	I－2 環境 ・ エネルギー	「環境経営に取り組む事業者数」について、現状値を踏まえ、目標の上方修正をすべき。	令和7年度は1年目の実績のみが判明している段階であるため、2年目に当たる令和8年度の実績を把握・分析した上で、目標値の見直しを検討いたします。

No	政策の柱	意 見	対応
11	Ⅱ-2 健康 福祉	<p>知的障害のある本人や家族にとって大きな課題である「親亡き後」を見据え、住まいの確保、相談支援、緊急時の受入れ、日常生活の支援等を一体的に整備し、障害の重度化や本人・家族の高齢化にも対応できる地域生活支援体制を一層充実していただきたい。</p> <p>また、施策の評価に当たっては、障害福祉サービスの利用人数や支援体制を整備した市町数だけでなく、障害のある本人が、必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができているかという観点を重視していただきたい。</p>	<p>親亡き後の住まいの場の選択肢として、グループホームは大きな役割を担っており、特に重度障害者や強度行動障害にも対応可能な日中サービス支援型のグループホームの整備は重要であることから、今後も引き続き整備促進を図ってまいります。</p> <p>また、市町の地域生活支援拠点等を中心として、地域の相談支援体制の強化に向け、より効果的な運用ができるように、市町、圏域スーパーバイザー等と連携した支援を行ってまいります。</p> <p>引き続き障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを重視し、施策に取り組んでまいります。</p>
12	Ⅱ-2 健康 福祉	<p>包括的な支援体制の整備については、市町の整備数だけでなく、障害のある本人や家族が、困った時に実際に相談につながり、必要なサービスや関係機関による支援を受けることができているかという「実効性」の観点からも評価していただきたい。</p> <p>特に、家族の高齢化や急病等により、それまでの生活を継続することが困難となった場合に、速やかに相談・支援につながる体制の充実をお願いしたい。</p>	<p>相談支援体制の整備は、一次的には地域の市町が担っており、これまでも基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等を整備してまいりました。</p> <p>市町においては、担当者会議や地域自立支援協議会等を経て、情報の共有化を図っており、県では、圏域スーパーバイザーを各圏域に配置し、関係機関や市町間の連携を含め、広域的な視点で今後も量的成果だけでなく「実効性」のある体制を構築してまいります。</p>
13	Ⅱ-2 健康 福祉	<p>障害福祉施策の評価に当たっては、サービスの利用人数や体制の整備数などの客観的・量的な指標に加え、障害のある本人の意思や希望が尊重され、本人が望む生活の実現につながっているか、また、本人や家族が地域生活に安心感を持つことができているかという視点を取り入れていただきたい。</p>	<p>「静岡県障害のある方の実態調査」を4年に1度実施しており、「自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合」など、生活の質については、「静岡県障害者計画」の数値目標として評価をしています。</p> <p>毎年度の調査ではないため、総合計画の指標にはしていませんが、障害のある本人や家族の声については、引き続き、個別の機会を捉え具体的な御意見を伺うことにより、施策を評価してまいります。</p>

No	政策の柱	意 見	対応
14	Ⅱ-2 健康 福祉	<p>障害福祉サービスを安定的かつ継続的に提供していくため、障害福祉分野における人材の確保・育成・定着を県全体の重要な課題として位置付け、一層の取組を進めていただきたい。</p> <p>また、「介護・福祉人材の確保・育成」に係る評価において、介護分野に加え、障害福祉分野についても、人材の確保・定着状況を把握する成果指標を設定するなど、その取組と成果を明確に評価していただきたい。</p>	<p>「障害福祉人材サポートセンター」を令和6年度に設置し、事業所で働く若手職員を「障害福祉ナビゲーター」に任命し、大学や就職ガイダンス等へ派遣し、福祉人材の確保のための取組を行ってきました。また、就職後3年以内の若手職員を対象とした研修会を実施し、定着への取組も進めているところです。</p> <p>今年度は、事業所等を対象とした「障害福祉人材状況調査」を実施しています。福祉人材の不足状況や、採用・定着等の状況について実態を把握した上で、障害福祉の分野別計画において、ニーズに応じた指標等の設定についても検討してまいります。</p> <p>人材育成については、「人材育成ビジョン」に沿った各種研修を実施しており、引き続き専門性を備えた人材の育成に努めてまいります。</p>
15	Ⅱ-2 健康 福祉	<p>障害のある人の重度化・高齢化や、強度行動障害など専門的な支援を必要とする方に対応するため、専門人材の養成とともに、専門職や施設・事業所、相談支援機関、医療機関等が連携し、地域全体で支える体制を一層充実していただきたい。</p> <p>また、専門人材の養成数だけでなく、養成された人材が実際の支援現場でその専門性を発揮し、支援を必要とする本人や施設・事業所への具体的な支援につながっているかという観点からも、施策の成果を評価していただきたい。</p>	<p>重症心身障害児者や強度行動障害等の支援に携わる専門人材については、医療従事者、介護従事者及び相談支援員を対象とした研修を実施しています。</p> <p>また、研修修了者による交流会や医師、看護師、介護従事者等支援に関わる多職種の連携を図ることで、地域の支援ネットワークの形成に努めており、県自立支援協議会重心部会などを通じて施策を評価してまいります。</p>
16	Ⅱ-2 健康 福祉	<p>障害福祉施策の評価に当たっては、障害福祉サービスの利用人数等の量的な指標に加え、必要な人員が確保され、利用者の障害特性や支援ニーズに応じた質の高いサービスを継続して提供できる体制が確保されているかという視点を取り入れていただきたい。</p> <p>特に、人材確保・定着の状況、専門的な支援を必要とする方への対応状況、地域におけるサービス提供体制など、障害福祉サービスの質と持続可能性を把握できる評価の充実をお願いしたい。</p>	<p>専門的な人材の確保については、「重症心身障害児（者）及び発達障害者の支援に携わる専門人材養成数」を総合計画の個別の取組に位置付けています。</p> <p>人材確保等については、「人材育成ビジョン」に基づき、毎年、専門性の高い研修を実施することにより、質の高いサービスを提供できる人材を継続的に育成し、サービスの質の確保にも努めるとともに、県自立支援協議会人材部会等を通じて施策を評価してまいります。</p>